特別徴収切替届出（依頼）書

コピーして ご利用ください。

※市区町村使用欄	処理欄

令和 ＿＿年＿＿月＿＿日 提出 （宛 先）さいたま市長	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地（住所）	〒　　－	特別徴収義務者指定番号	0 0 0
		フリガナ			※ 市区町村ごとに異なります。
		名称（氏名）		担当者連絡先	所属
		代表者の職氏名			氏名
		法人番号			電話　　－　　－

給与所得者	フリガナ		旧姓	通知書番号	本人宛納税通知書をご参照ください。
	氏名			普通徴収切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 〕期 以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。【注意事項】1をご確認ください。
	生年月日	昭和 ・ 平成　　年　　月　　日			
	1月1日現在の住所	〒　　－		特別徴収開始予定月	＿＿月分（翌月10日納期限分）から特別徴収を開始します。 **※開始予定月の前々月末を提出期限とさせていただきます。詳しくは【注意事項】3・4をご確認ください。**
	現在の住所			届出理由	1. 入社　　2. その他（　　）

【 添付書類 】

1. 普通徴収の納付書 （二重納付防止のため、残りの納付書（納期未到来分）を添付してください。）
   ※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【 注意事項 】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。切替期別の納期限前までに届くようご提出をお願いします。
   口座振替を利用している場合は、納期限の8営業日前必着にて提出してください。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に切替えることができません。
3. さいたま市では、本届出を受理した月の翌々月以降の月からの特別徴収開始となります。そのため、開始予定月の前々月までを提出期限とさせていただきますので、余裕をもったご提出をお願い致します。なお、開始予定月が未記入の場合も本届出を受理した月の翌々月を開始月とします。
4. 月割額については、特別徴収税額の決定・変更通知書の送付にて連絡しております。通知書は本届出を受理した月の翌月15日前後までに発送します。さいたま市からの事前の月割額の電話連絡は行っておりませんので、ご了承ください。

【 提 出 先 】 〒330-8603　さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 大宮区役所5階　さいたま市　財政局　北部市税事務所　法人課税課　特別徴収係　　TEL：048－646－3271（直通）